

議案第4号

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月23日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則（平成6年茂原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）市史編さん委員会に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由 平成29年茂原市議会第1回定例会において、茂原市史編さん委員会条例の制定が可決されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。